

新潟市いじめ問題調査点検委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第21号

新潟市いじめ問題調査点検委員会規則の一部を改正する規則

新潟市いじめ問題調査点検委員会規則（平成26年新潟市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第11条中「総務部」を「こども未来部」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。